

③ 和合

図 II-49 学級数・児童生徒数

小学校名 (4校)	1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生		合計	
	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
四方	1	19	1	22	1	16	1	24	1	24	1	30	6	135
八幡	1	15	1	5	1	20	1	10	1	15	1	13	6	78
草島	1	16	1	18	1	20	1	17	1	23	1	22	6	116
倉垣	1	34	1	27	1	25	1	32	1	27	1	30	6	175

※学級数は通常級のみ。児童数は人数であり、特支級の人数を含む。

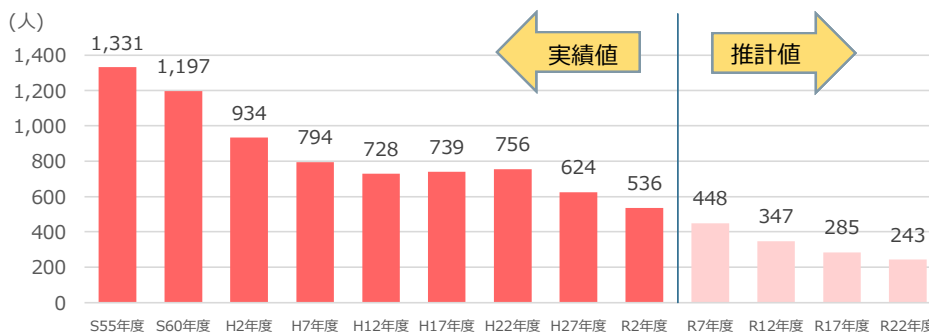
中学校名 (1校)	1年生		2年生		3年生		合計	
	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
和合	3	114	3	113	3	94	9	321

※学級数は通常級のみ。生徒数は人数であり、特支級の人数を含む。

各学校の規模	
■	大規模校
■	適正規模校
■	小規模校

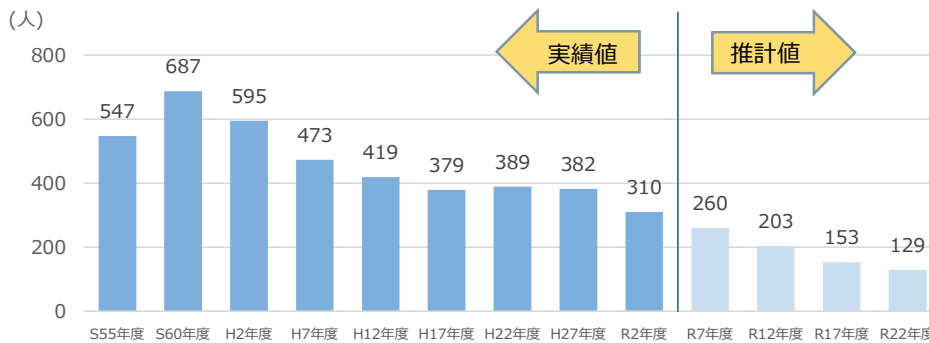
出典：「富山市の教育」（富山市教育委員会、令和3年9月）

図 II-50 小学校児童数推移



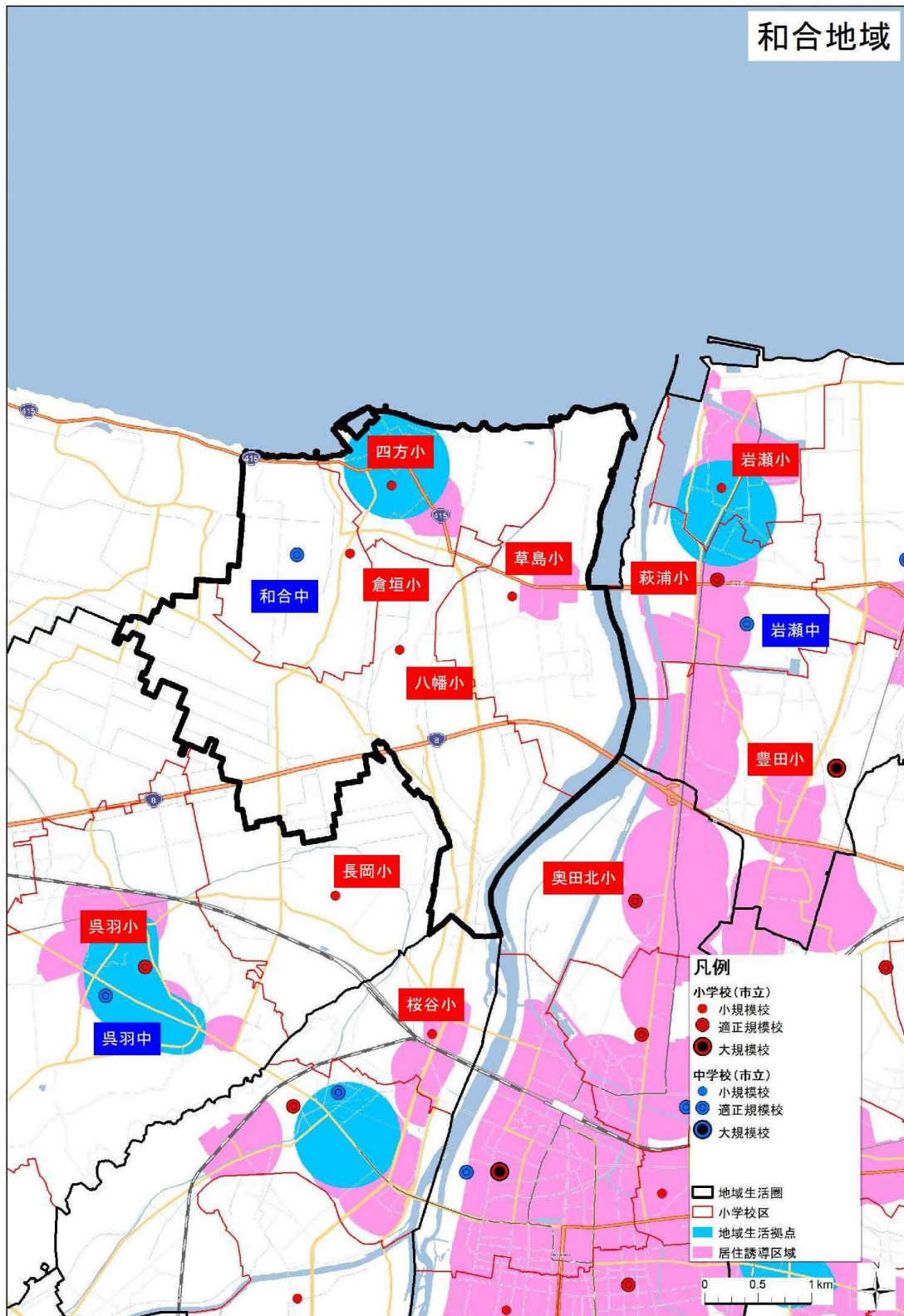
出典：昭和55年度～平成12年度：各学校沿革史（富山市）、平成17年度～令和2年度：「富山市の教育」（富山市教育委員会、平成17年9月～令和2年9月）、令和7年度～令和22年度：令和2年3月31日住民基本台帳に基づくコーホート変化率法による推計

図 II-51 中学校生徒数推移



出典：昭和55年度～平成12年度：各学校沿革史（富山市）、平成17年度～令和2年度：「富山市の教育」（富山市教育委員会、平成17年9月～令和2年9月）、令和7年度～令和22年度：令和2年3月31日住民基本台帳に基づくコーホート変化率法による推計

図 II-52 学校位置図



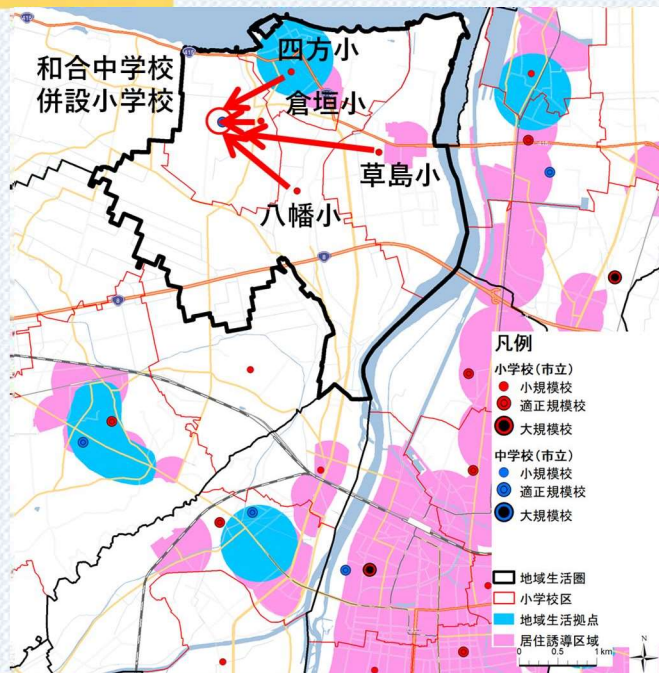
※学校規模は令和3年5月1日時点

再編する学校の姿



※〔 〕内は進学先中学校
 ※()内は学校規模
 ※再編の組み合わせは「市立小・中学校再編計画の考え方」4(1)、(3)及び(4)に基づく
 ※「児童生徒数」は令和3年5月1日時点の通常学級及び特別支援学級の児童生徒数の合計、「学級数」は令和3年5月1日時点の通常学級の学級数(「富山市の教育」)

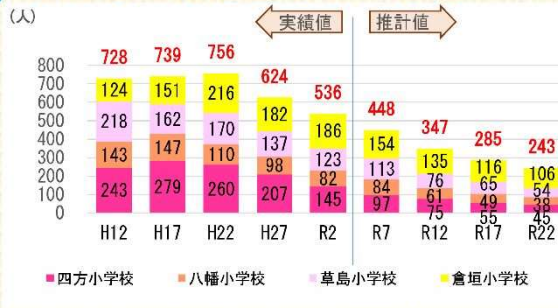
該当する地域生活圏及び小学校区



本計画	No. 8
再編原案	和合 - 1

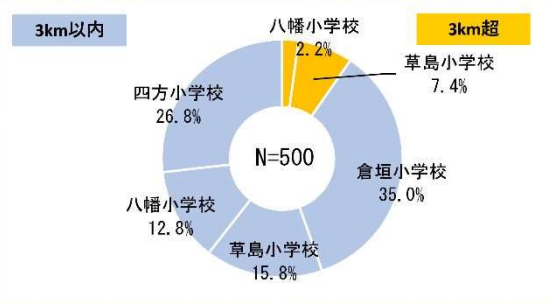
再編後の概況

再編後の児童生徒数の推移



※通常学級及び特別支援学級の児童生徒数
 ※赤字は児童生徒数の合計
 ※令和2年以前は「富山市の教育」に掲載されている児童生徒数
 ※令和7年以降はコーホート変化率法に基づく推計児童生徒数

再編後の通学距離



※現在通学している児童生徒について住民基本台帳（令和3年8月時点）に基づき通学距離が3km以内、3km超となる児童生徒数を集計し、その割合を算出

再編後の学校規模（学級数）



適正規模：学級数が12学級以上18学級以下
 大規模：学級数が19学級以上
 小規模：学級数が11学級以下
 ※コーホート変化率法に基づいて推計した児童生徒数により学級数を算出
 ※学級平均は児童生徒数を学級数で除した

再編後の教室充足状況



充足：再編後の学級数が保有教室数（必要教室数）を下回っている。
 不足：再編後の学級数が保有教室数（必要教室数）を上回っている。
 ※保有教室数：普通教室数と転用可能な教室数を合計した数
 ※コーホート変化率法に基づく推計生徒数により学級数を算出

再編先学校の施設健全度

	大規模 改造済	屋根 ・ 屋上	外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備
-						
-						
-						
-						
-						
-						
-						
-						

A：概ね良好
 B：部分的に老朽化（安全上、機能上、問題なし）
 C：広範囲に老朽化（安全上、機能上、不具合発生の兆し）
 D：早急に対応する必要がある（安全上、機能上、問題あり）
 ※富山市学校施設長寿命化計画（令和3年3月）

再編先学校の周辺地域状況



再編先学校の指定避難所区分

第2次避難所
 （洪水時には2階以上に避難すべき緊急避難場所）

※富山市避難所一覧（令和3年5月24日更新）

コメント

- 【通学距離】3kmを超える児童生徒が存在する。
- 【学校規模】令和7、12、17、22年のいずれの時点においても適正規模校となる。
- 【必要教室数】教室数が充足するよう小学校棟の増築が必要となる。
- 【施設健全度】-
- 【周辺状況】地域生活拠点及び居住誘導区域（立地適正化計画）外に位置する。
 市街化調整区域内での建築行為、建築を伴う敷地拡張、用途変更する場合、都計法の許可が必要となる可能性が高い。農用地区域からの除外が必要となる可能性がある。